

リエントリーパーミット（再入国許可）

滞在許可は、どんなに長期の許可を取得していても、一時帰国などでタイ国を出国するとその時点で失効してしまいます。取得済みの滞在許可を留保してタイ国を出国するためには、予め移民部でリエントリーパーミットをパスポートに取得しておく必要があります。リエントリーパーミットの使用有効期限は申請日当日の残存滞在許可日迄で、またこれを取得しておけば再入国の際、出国時に持っていた滞在許可を自動的に再取得することができます。

リエントリーパーミットには有効期間内で出入国が1回だけ可能なものと何回でも可能なもの（マルチプルリエントリー）の2種類があります。申請は原則所轄の移民部で行います。

長期滞在者は常に、有効なリエントリーパーミットを所持されることをおすすめします。なお、申請時には必要な書類はパスポート、写真（4cm×6cm、背景白色のみ可）1葉で、所要日数は1日です。

尚、出国時に空港で取得が可能となりましたが、時間によっては係員が不在だったり、長蛇の列だったりすることがあり、緊急時以外はお勧め出来ません。

「リエントリーパーミットの見本」



リエントリー番号・発行日・滞在ビザ種別・再入国の回数・取得済みの滞在許可期限などが記載されます。常に取得済みの滞在許可に準じたリエントリーパーミットを持っているようにしましょう。

再入国時は、必ず入国カードのビザ番号欄にリエントリー番号を記入してください。

注意事項)

リエントリーパーミットの取得を忘れて出国し、入国時にノービザでの入国と処理され、滞在ビザ（1年）の手続きを一からやり直さなければならないケースが多くあります。充分にご注意下さい。